

JAS

木質ペレット燃料－第 2 部：用語

JAS 0030-2：2026

(JPA)

令和 8 年 6 月 15 日 制定

日本農林規格調査会 審議

(日本規格協会 発行)

主 務 大 臣：農林水産大臣 制定：令和 8.6.15

官 報 掲 載 日：令和 8.6.15

原 案 作 成 者：一般社団法人日本木質ペレット協会

(〒110-0016 東京都台東区台東 3-12-5 クラシックビル TEL 03-5812-4473)

審 議 委 員 会：日本農林規格調査会

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課基準
認証室（〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1）にご連絡ください。

なお、日本農林規格は、日本農林規格等に関する法律の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本農林
規格調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
附属書 A（参考）試料の分類体系	10
参考文献	12
附属書 JA（参考）JAS と対応国際規格との対比表	13
解 説	16

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第4条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本木質ペレット協会（JPA）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を制定すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が制定した日本農林規格である。これによって、**JAS 0030:2023** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

木質ペレット燃料—第 2 部：用語

Wood pellet fuel—Part 2: Terminology

序文

この規格は、2022 年に第 2 版として発行された **ISO 16559** を基とし、適用範囲を非産業用（住宅用及び業務用）の木質ペレット燃料に限定するため、技術的内容を変更して作成した日本農林規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表に変更事項に係る説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、林業（木材産業を含む）及び樹木栽培に由来する未利用又は加工された木質バイオマスの用語及び定義のうち、主として非産業用（住宅用及び業務用）の木質ペレット燃料に関するものについて規定する。

加工された木質バイオマスのうち、化学的処理されたものは、有機ハロゲン化合物又は重金属の含有量が、未利用状態での一般的な値又は原産国での一般的な値よりも低いものが対象である。

注記 1 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 16559:2022, Solid biofuels—Vocabulary (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

注記 2 対応国際規格の注記は、要求事項であるため、点線の下線を施して、本文に移した。

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

番号	用語	定義	対応英語（参考）
03001	一般分析試料	公称最大粒度が 1 mm 以下の試験室試料から縮分した副試料で、その多くを化学的及び物理的分析に用いるもの 注記 1 附属書 A を参照。	general analysis sample
03002	異物、 不純物	燃料中に混入した、要求事項以外の物質 例 石、土、金属片、プラスチック、ロープ、氷、雪	impurity